

自然環境の 保全と回復に関する協定 制度の概要



大阪府 環境農林水産部 みどい推進室 森づくり課

自然環境の保全と回復に関する協定とは

森林をはじめ、田畑、草原、河川や湖沼などの自然環境は、健康で文化的な生活を確保する上で重要な意味をもっています。こうした自然環境に影響を及ぼすような開発行為が行われる場合、自然環境の急激な変化を和らげるため、大阪府では大阪府自然環境保全条例第28条の規定に基づき行為者と知事の間で、緑地の確保を基本とする協定を締結することとしています。

協定締結の対象となる行為

大阪府自然環境保全条例施行規則第22条第1項に掲げる自然環境に影響を及ぼす行為を対象としています。

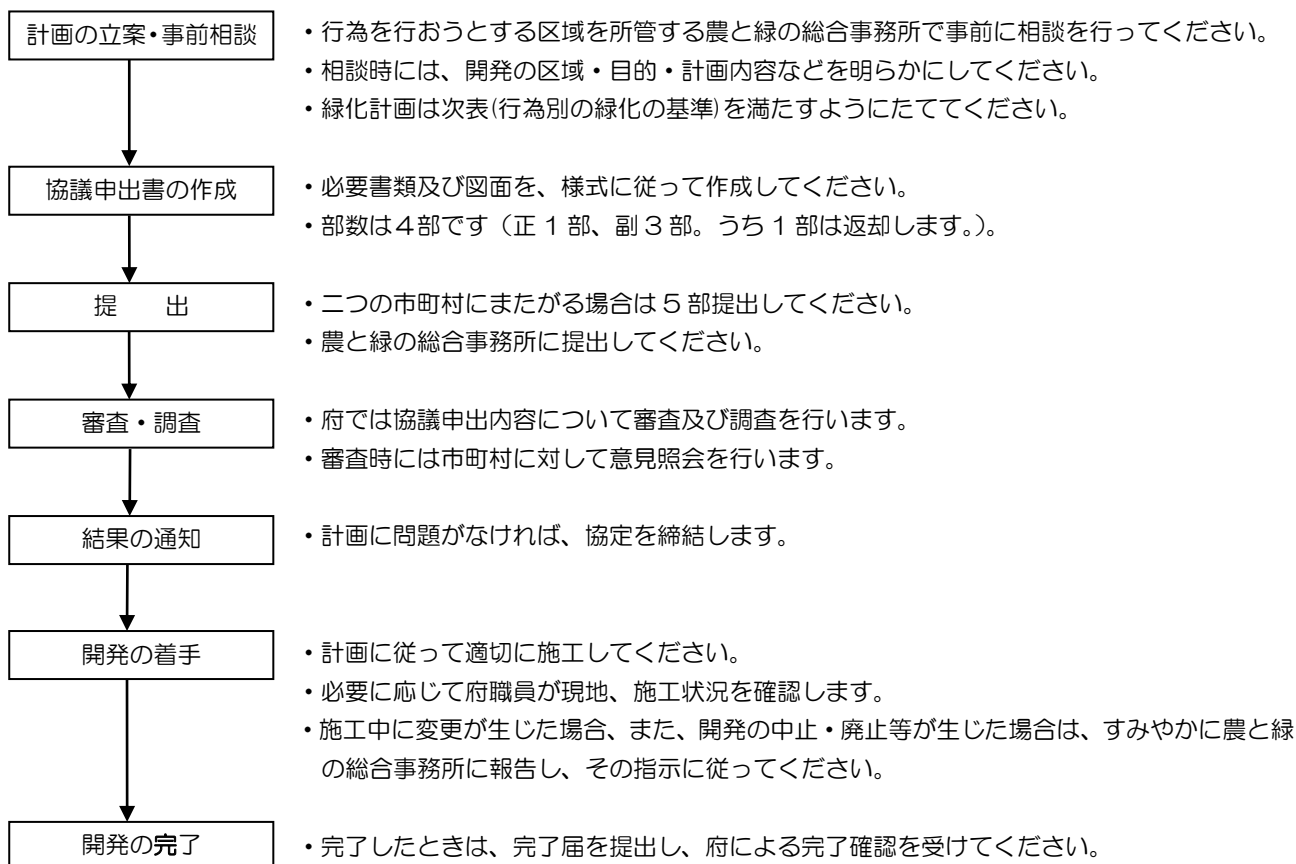
具体的には、下記の①～⑦の行為で、①～⑤については、その面積が1ha未満のものは除きます。

- ① ゴルフ場の建設
- ② 住宅地の造成
- ③ 事務所又は事業所の敷地の造成
- ④ レクリエーション施設の敷地の造成
- ⑤ 墓地の造成
- ⑥ 業として行う廃棄物の処分(事業者が自ら行う廃棄物の埋立処分を含む。)
- ⑦ 業として行う土石の採取

協定の内容

開発区域内における、別表の行為ごとに定める緑地を確保する旨の協定を締結します。緑地は原則として樹林地（中高木を適切に配し、木本類の植生が形成されるもの）です。

協定締結までの流れ（フロー）



行為別の緑化の基準

行為		行為別基準
ゴルフ場の建設		・開発区域面積が20ha以上の場合、協定対象行為区域の面積の40%以上の面積について、既存の自然地形並びに植生を保存した上で、65%以上の面積の樹林地等を設けること。 ・開発区域面積が20ha未満の場合、協定対象行為区域の面積の40%以上の面積について、既存の自然地形並びに植生を保存した上で、50%以上の面積の樹林地等を設けること。ただし、協定対象行為区域が樹林地以外の場合は同区域の面積の40%以上の樹林地等を設けること。 ・樹林地等は開発区域の外縁部及びコース間に、おおむね30メートル以上（うち既存の自然地形並びに植生を保存した部分が20メートル以上）の幅を持って適切に配置し、また、良好な植生のある区域は優先して保存すること。 ・現地形に順応したゴルフコースを選定し土地の形質変更を最小限にとどめること。土量の移動については1～2コース毎に切盛土量の均衡を図るよう努めること。なお、造成に係る切土量・盛土量は、それぞれ18ホール当り、おおむね200万立方メートル以下とすること。 ・境界が接する開発区域内の法面及びその周辺は、原則として、改変又は立木竹の伐採を行わないこと。 ・進入道路の整備については、地形に順応した路線の選定をし、過大な法面が生じないようにし法面勾配の緩和、法面緑化及び沿道修景に十分配慮して実施すること。 ・ゴルフ場を開設した日から起算して10年間は、その用途を変更し、ゴルフ場以外のものとして利用しないこと。ただし、樹林地等として復元し、または、公園等として利用する場合はこの限りではない。 ・開発区域内に公共的に利用される樹林地等の空間を設けること。 ・協定緑地はゴルフ場の敷地を当該事業の用に供している間にあっては、その維持管理に努めること。
住宅地の造成		・市街化区域の場合、協定対象行為区域の面積の6%以上の面積の樹林地等を設けること。 ・市街化区域外の場合、協定対象行為区域の面積の15%以上の面積の樹林地等を設けること。この場合、現存する樹林地で良好な植生のある区域は、優先して保存すること。 ・しゃへい物を設けるときは、生垣又は生垣併用とするよう努めること。 ・開発区域内の道路は、植樹等による緑化に努めること。 ・協定緑地は、原則として、市町村帰属とすること。 ・市町村に帰属しない協定緑地にあっては、将来とも維持管理に努めること。
事務所又は事業所の敷地造成	工場の敷地造成	・協定対象行為区域の面積の20%以上の面積の樹林地等を設けること。この場合、樹林地等は極力開発区域の外縁部に配置すること。 ・開発区域内の道路は、植樹等による緑化に努めること。 ・協定緑地は、事務所又は事業所の敷地を当該事業の用に供している間にあっては、その維持管理に努めること。
	工場以外の事務所又は事業所の敷地造成	・市街化区域にあっては、協定対象行為区域の面積の6%以上の面積の樹林地等を設けること。 ・市街化区域外にあっては、協定対象行為区域の面積の15%以上の面積の樹林地等を設けること。 ・開発区域内の道路は、植樹等による緑化に努めること。 ・協定緑地は、事務所又は事業所の敷地を当該事業の用に供している間にあっては、その維持管理に努めること。
レクリエーション施設の敷地造成		・樹林地において敷地造成する場合、協定対象行為区域の面積の25%以上の面積の樹林地等を設けること。この場合、現存の自然地形並びに植生を極力保存するとともに、工作物を設置する場合は、必要最小限の改変にとどめるようにすること。 ・樹林地以外において敷地造成する場合、協定対象行為区域の面積の20%以上の面積の樹林地等を設けること。 ・各工作物の周辺は、植樹等により緑化を図ること。この場合、現存する植生はできる限り保存するように配慮すること。 ・協定緑地は、レクリエーション施設の敷地を当該事業の用に供している間にあっては、その維持管理に努めること。
墓地の造成		・協定対象行為区域の面積の30%以上の面積の樹林地等を設けること。この場合、樹林地等は極力開発区域の外縁部に配置すること。 ・開発区域内の道路は、植樹等による緑化に努めること。 ・協定緑地は、墓地の敷地を当該事業の用に供している間にあっては、その維持管理に努めること。
業として行う廃棄物の埋立処分		・埋立跡地については、原則として、全面緑化回復すること。 ・埋立地域及びその周辺の自然植生の回復に配慮し、埋立予定地内に現存する樹林地等の移植利用に努めること。 ・防災上の措置を講じた上、表土の保存を図り、植栽地等の表土に使用しよう努めること。表土の保存が不可能な場合は、植栽地の土壌条件を考慮して土壌改良及び施肥を行うこと。 ・埋立地からの浸出液によって自然環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。 ・埋立跡地の植生の回復を図るため、上層を植栽可能な厚さの表土でおおう等適当な措置を講ずること。 ・埋立地には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスによって自然環境を損なわないようにすること。 ・開発区域の外縁部に保全のための樹林地を確保し、隣接地への影響を軽減すること。
業として行う土石の採取		・採取跡地については、原則として、全面緑化回復すること。 ・採取地域及びその周辺の自然植生の回復に配慮し、採取予定地内に現存する樹林地等の移植利用に努めること。 ・防災上の措置を講じた上、表土の保存を図り、植栽地等の表土に使用しよう努めること。表土の保存が不可能な場合は、植栽地の土壌条件を考慮して土壌改良及び施肥を行うこと。 ・開発区域の外縁部に保全のための樹林地を確保し、隣接地への影響を軽減すること。

（留意事項）

樹林地等には、都市計画法において確保する公園、緑道を含めることができるが、協定緑地を含めるためには、公園にあっては公園面積の30%以上の面積、緑道にあっては緑道面積の70%以上の面積が樹林地であるものでなければならない。

申請に必要な書類

- (1) 協議申出書
- (2) 印鑑証明、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）等
- (3) 委任状
- (4) 協定書（案）
- (5) 事業計画概要書（工程表含む。）
- (6) 土地調書
- (7) 地籍図（現況に合わせること。）
- (8) 土地登記簿謄本（申出地）
- (9) 同意書（申出地内土地所有者等。権原が設定されている場合はその者の同意書）
- (10) 位置図（国土地理院発行 S=1/50,000 以上）
- (11) 区域図（行為地及びその周辺を明らかにした図、S=1/5,000 以上）
- (12) 現況平面図（S=1/1,000 以上）
- (13) 造成計画平面図（S=1/1,000 以上）
- (14) 造成計画断面図（縦横断面図、S=1/1,000 以上）
- (15) 土地利用計画平面図（S=1/1,000 以上）
- (16) 緑地計画平面図、植栽計画図（S=1/1,000 以上、着色、植栽木は樹種・規格・本数を明記）
- (17) 事業区域、緑地区域の求積図
- (18) カラー写真（行為地及びその付近の状況を明らかにする。）
- (19) その他必要とする書類、図面等

規制の区域や内容、手続きのお問い合わせについて

事務所 及び 連絡先	担当区域
大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積 1-3-43（三島府民センタービル内） 電話：(072)627-1121(代)	豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町
大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町 2-1-36（中河内府民センタービル内） 電話：(072)994-1515(代)	大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市・東大阪市・四條畷市・交野市
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町 2-6-1（南河内府民センタービル内） 電話：(0721)25-1131(代)	富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町 3-1 3-2（泉南府民センタービル内） 電話：(072)439-3601(代)	堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町・忠岡町・田尻町
大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ 大阪市住之江区南港北 1-1 4-1 6（咲洲庁舎 2 2 階） 電話：(06)6941-0351(代)	
ホームページアドレス	https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/kyoutei.html